

# 埼玉県薬物乱用対策推進会議設置要綱

## (目的)

第1条 麻薬、覚醒剤等薬物乱用対策に関し、関係行政機関の事務の緊密な連絡を図るとともに、その対策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県薬物乱用対策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 薬物乱用対策推進の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 薬物乱用防止についての啓発及び広報並びに指導に関すること。
- (3) 薬物事犯の取締りの強化、薬物による中毒者の医療、更生、保護に関すること。
- (4) その他関係行政機関等の連絡調整及び情報交換に関すること。

## (組織)

第3条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 議長 1人
- (2) 副議長 1人
- (3) 委員 26人以内

## (役員)

第4条 議長は、保健医療部長をもってあてる。

2 議長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。

3 副議長は、保健医療部健康政策局長をもってあてる。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 委員は、別表に定める県職員のほか、次に掲げる者のうちから議長が就任依頼し承諾を得た者をもってあてる。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表者
- (4) その他適当と認める者

6 前項に定める者のうち、就任の承諾を得た委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 会議は、議長が招集する。

2 委員が会議に出席できない場合は、それに代わる有識者又は行政機関の職員等を代理に出席させることができる。

3 会議は、原則として公開とする。

(事務局の設置)

第6条 会議の事務を処理するため、事務局を置き、次の者をもって組織する。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 書記 若干名

(事務局の職員)

第7条 事務局長は、保健医療部薬務課副課長をもってあてる。

2 書記は、保健医療部薬務課の職員をもってあてる。

(委任規定)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

埼玉県総務部学事課長

- // 県民生活部青少年課長
- // 県民生活部防犯・交通安全課長
- // 福祉部社会福祉課長
- // 保健医療部疾病対策課長
- // 保健医療部薬務課長

埼玉県立精神保健福祉センター センター長

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

- // 警察本部生活安全部少年課長
- // 警察本部刑事部組織犯罪対策局薬物銃器対策課長
- // 警察本部交通部交通総務課長